

平成26年度第8回「墨田区子ども・子育て会議」、
「乳幼児ワーキンググループ」議事要旨

日時：平成26年9月3日（水）午後6時30分～8時40分
会場：すみだリバーサイドホール会議室

次 第

1 開会

2 議題

議 題	資料
(1) 教育・保育施設及び事業に係る設備・運営基準について ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準と墨田区の基準について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する国の基準と墨田区の基準について	資料1 資料2
(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、補正、確保策について	資料3 資料4
(3) 支給認定決定通知書について	資料5
(4) 保育料（利用者負担額）の設定について	
(5) 今後のスケジュールについて	資料6
(6) その他	

3 次回の予定

日 時：平成26年10月8日（水）午後6時30分～8時30分

会 場：すみだリバーサイドホール会議室

主な議題：教育・保育施設の保育料（利用者負担額）ほか

4 閉会

配布資料

資料1	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準と墨田区の基準（新設条例）
資料2	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する国の基準と墨田区の基準（新設条例）
資料3	教育・保育の確保量イメージ
資料4	（別紙）量の見込みの考え方
資料5	支給認定決定通知書・支給認定書（案）
資料6	平成26年度子ども・子育て会議スケジュール
参考資料	保護者向け説明会チラシ（案）

出席者(敬称略)

委員

長田 朋久(横川さくら保育園長)
高嶋 景子(田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科准教授)
西島 由美(にしじま小児科院長)
財津 亜紀子(文花子育てひろば施設長)
佐藤 まり子(ムーミン保育室施設長)
賀川 祐二(NPO 法人 病児保育を作る会代表理事)
佐藤 摩耶子(公募)
荘司 美幸(公募)
多胡 晴子(公募)
徳野 奈穂子(公募)
荒木 尚子(緑幼稚園長)
青塚 史子(太平保育園長)

< 欠席委員 >

杉浦 浄澄(江東学園幼稚園副園長)
本多 美絵子(両国幼稚園副園長)
貞松 成(株式会社 global bridge 代表取締役)

< 傍聴 >

なし

管理職出席者

関口 芳正(子ども・子育て支援担当部長) 小倉 孝弘(子育て支援課長) 鈴木 一郎(子ども課長) 村田 里美(子育て支援総合センター館長)

事務局出席者(検討チーム含む)

浦辺・井場・遠藤・松本・杉崎・坂田・高橋・長山・水野・小川・田村・酒井
事務局(株)地域総合計画研究所
大鹿・佐々木

1 開会

長田委員	これより、乳幼児ワーキンググループ（以下、WG）を始める。
------	-------------------------------

2 議題

(1) 教育・保育施設及び事業に係る設備・運営基準について

・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準と墨田区の基準について

・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する国の基準と墨田区の基準について

事務局	（資料 1、資料 2 について説明）
委員	下線部以外については、このように条例案に盛り込むということによいか。例えば、小規模保育事業 A 型は、国の基準に加え条例案には「常勤職員」という文言を付け加えるという解釈によいか。
事務局	その通りである。
委員	掲示の部分も、国の文章を右の文章に置き換えるということによいか。
事務局	そうである。
委員	評価という言葉が持っている従来のイメージとの混同を避け、保育所保育指針にある自己評価は保育の振り返りから始まることを分かりやすく伝えるために、この両方を選んだ趣旨だったが、そこが全部そぎ落とされることに関してはいかがか。
事務局	条例の制定上、「振り返り」という言葉が法的な表現にかかるため、条例の文言として置き換わるものを検討したが、「実践の内容を評価し」の部分で振り返りまで含んでいることを理解いただきたい。 ただし、条例制定の趣旨が保育所保育指針でいうところの振り返りであり、評価は日々の保育の振り返りとする条例制定の過程は記録として残る。保育士の振り返りと事業者の評価が一緒になっている部分があり、分かりづらくなっているが、条例では事業者自身の評価で記載し、その評価の中身として保育実践の振り返りということを理解いただきたい。
委員	主語が、本当は保育事業者と保育士等の 2 つあるところが、1 個に大きくまとめられてしまっていると、振り返りが薄まらないか。条例案になると簡略化されすぎていないかという心配を感じる。評価はまずは現場からという考え方が最初にあるのではないか。
事務局	条例の検討の中で、この条例は事業者の責任を書いているため、それは条例で書き込む内容ではないとされた。事業者は何をしなればいけないのかを書き込むため、主語は「事業者」になる。組織の一部の人が保育士であって、その保育士がどういうことを行ったというのはその組織の中の問題ということになる。 また、評価の中身について、まずは保育士が日々の保育を振り返り、それを組織としての事業者が評価をし、それが保育の評価になっていくため、事業者は「自らその教育・保育実践の内容を評価し」となり、この「評価し」のところでは日々の実践の振り返りが重なってくる。
委員	どちらも一緒だと思うが、改善なのか、向上なのか、どちらなのか。
事務局	国の基準も改善という言葉のため、改善とした部分もある。
委員	職員数について、常勤職員ということで厳しく設定しているが、常勤職員の定義というものはあるのか。
委員	労働基準法上では「常勤職員」という言葉は使わず、「雇用期間の定めのない職員」とい

	う言葉を使っている。
委員	定めのない人でも、週1回でも定めのない職員を雇える。例えば、年金や保険で言うと、40時間の4分の3以上なら常勤扱いにするなどはあるのか。
事務局	雇用期間の定めがなく、一日6時間以上、週30時間以上の勤務で、社会保険に加入しているということが常勤職員の定義だったと記憶している。
委員	事業者としては、そういう人たちをしっかりと雇わなければいけないという判断が分かりやすくなるため、それをどこかに載せておくことが望ましい。
事務局	ガイドライン等も作らなければならないため、そこでの掲載を検討していきたい。
委員	評価は国の基準内容にプラスでいいのか。外部評価も受けつつ、内部でもやっていくとしないと、おかしなことになってしまう。
事務局	これらは認可や確認の基準であるが、条例から見えてこない部分もあるため、ガイドラインを作成してこれまでの意見を書き込んでいくようにしたい。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、補正、確保策について

事務局	(資料3、資料4について説明)
委員	公立保育園の認定こども園の型はまだ想定していないか。
事務局	幼保連携型認定こども園を基本にしている。幼保連携型認定こども園は移行特例で、園庭が確保されている園はすべて移行できるため、移行しない理由はない。その上で、1号枠を3名考えている。ニーズ調査の中でもニーズが高いが、ここを確保していくためには、新規で認定こども園を作るのは難しいことから、既存の園を認定こども園にして枠を作っていくことが合理的で現実的だと考えるとともに、これからの保育園は教育と保育を総合的に展開できる施設になるべきで、地域の子育ての拠点にもなるべきだと考えている。
委員	実際に公立保育園で園庭要件を満たさない園があるのではないか。
事務局	みなし園庭をとっているところはないため、区立ではない。
委員	いつごろ公立保育園が何園移行するかは未定か。また、移行は全園一斉か。
事務局	未定だが、現在、公立保育園の園長でプロジェクトを組んでいただいております。その中で来年の移行が難しければ、平成28年4月に移行しようと考えている。全園一斉に移行できればよいが、保育士は保育教諭にならなければいけないため、5年間の中で幼稚園教諭免許を取っていくことが前提となる。その他、雇用等は内部のこのため、1年かけて調整をすればよい。また、教育・保育施設という学校の位置付けになるため、教育委員会との調整が出てくる。それは教育課程を作成した上で、教育委員会の指導主事に中身を見ていただきながら進めていくことになる。そのようないろいろな調整が必要になるが、1年かけてできなくはないだろうと思っている。
委員	少しずつ移行することはないか。
事務局	どういう型になるかは別としても、認定こども園にはしていきたいと思っている。保育所としても法的位置付けがきちんとされた方が、今後の教育課程を作る上でもいいのではないかと考えているため、幼保連携型認定こども園に位置づけた方がいいのではないかとと思う。保育所型の認定こども園になったからといって、中身がすぐ変わるわけではないが、システムとしてきちんと学校に位置付けていった方がいいのではないかと。

委員	子どもたちの生活はあまり変わらないか。
事務局	同じである。
委員	幼稚園の先生の資格を持っていない人が保育園にいるが、幼保連携だと新しく資格を取って人材の確保もされるため、先生の質が上がるということで、実現すればすごくよい。
委員	大体半分以上が両方の資格を持っているため、数はそれほど多くはない。
委員	そうなった場合に、公的にはどちらが管轄するのか。
事務局	今の法律では、幼保連携型認定こども園は首長が所管することになっている。運営は、教育委員会と連携を図りながらやり、指導等は指導主事の役割になる。教育委員会の指導主事は区役所側の要請に基づいて幼保連携型認定こども園の教育内容を見ていくことになる。また、公立保育園の保育士全体の75%がすでに教員の免許を持っているということで、順調にいくのではないかと。
委員	片方の資格しか持っていない人たちへの経過措置として、5年間で8単位を早く取れるところをうまく活用することである。
委員	講習を受けるための予算と時間は確保してあるのか。
事務局	現在も保育士が幼稚園教諭資格を取得する研修制度があるが、それをもう少し拡充する。特に、保育士が免許を持つ意識付けを含めた研修を組んでいるため、そこに参加してもらう。
委員	安心こども基金で資格取得のための予算が組まれているため、ぜひ来年度からは区の方で私立職員のための予算を確保していただくとありがたい。
委員	幼稚園からの移行については特に反映はされていないが、公立幼稚園も含め、それを5か年の計画にどう反映するのか。また、幼稚園の認定こども園化をどう捉えているのか。
委員	現在の保育園が認定こども園になり、1号の受け入れを始めるという形のため、ニーズ調査で出た数字をそこで網羅できる。反対に、保育園の子どもを幼稚園が受け入れて認定こども園が始まると、この計画の保育園の数が少し減らせるのではないかと。
委員	そこも入れ込んでおくとさらに数字が減ることになり、より現実的になる。
事務局	公立の場合、キャパシティーの問題などがあり、公立幼稚園で建て替え需要も含めていないため、ここ数年ぐらいで保育を受け入れられるのは難しいということがある。私立の方は希望を取っているがよく分からず、新制度に入る幼稚園が何園かあるが、入らない幼稚園もあるため、計画への反映が厳しい。私立の認定こども園の希望はあるが、まだ不明確な部分がある。私立幼稚園はキャパシティーがいっぱいなため、もしこれで認定こども園になると、2号の枠は増えるが、逆に1号の枠が減るといった形になる。
委員	多少微調整はあるとしても、このような形で事業計画案づくりをスタートしてもよろしいか。(特に意見なし)
委員	認定こども園化などで現場が変わっていった時に、質の確保や質を担保するための区の施策は議論しなくてよいのか。
事務局	保育の質の確保と質の維持も計画に盛り込む内容のため、乳幼児WGで議論してほしい。できれば部会として提言の形で出してもらえるといいのではないかと。そうすると、親会議でそれが議論されて事業計画が作られるため、議論をどこかでやっていただくとありがたい。
委員	それは近いうちに提案させていただく。

(3) 支給認定決定通知書について

事務局	(資料5について説明)
委員	認定区分のところをもっとはっきりさせた方がいい。何号というのを書いてある場所が分からず、場所が埋もれている感じがする。認定番号がこのくらいの長さであれば、その右のところは何号とはっきり入れた方が本人も分かるのではないか。自分が何号なのかというのが一目瞭然で分かったほうがいいのではないか。
委員	何号というのはあまり関係ない。
委員	関係ないが、母親たちは気になる。
委員	それより、標準時間になったか短時間になったかで保育料が変わり、保育時間も利用時間も変わるため、そちらの方が重要ではないか。
委員	保育必要量について、自分がどの保育の時間に認定されたかは分かるが、他の資料があればよいのではないか。
委員	もう1枚資料を入れられるか。各号の説明を書くか、別紙であった方が分かる。認定区分と保育必要量が分からないと思うので、何種類かあるのなら、それは裏面でも記載した方がいいのではないか。
事務局	裏面に分かりやすく載せるか、申請の時にも分かるような形にしたい。また、標準時間についても、今後の改訂版の中で載せていく。
委員	認定事由は父母だけでいいのか。保護者としないとどうなのか。
事務局	法律にもあるが、そこには要件としては、支給認定保護者の氏名、居住地及び生年月日が記載される。児童のところは当該支給認定にかかわる小学校就学前の子どもの氏名、及び生年月日になっている。
委員	大きさはこれでいいのか。乳幼児医療証の大きさではどうか。
委員	これでよいと思う。医療証は持ち歩いている人は多いと思うが、これは持ち歩くのか。
委員	保育所に入った人は1回の提示で大丈夫だが、保育所に入らないでベビーシッターを使う方は毎回提示しなければいけない。
委員	そうしたら母子手帳に入るサイズ、乳児医療証と同じサイズだとすごく使いやすい。
委員	右側が空いていると、免許証のようにコンパクトで文字がしっかり入っているようなものがよい。また、この認定番号で役所は分かるということか。
事務局	おそらく、多くの方はこれをほとんど使わないだろう。幼稚園は直接、園に持って行って、あとは通知が届くことになる。
委員	それなら、そんなにお金をかけて立派な紙にしなくてもいい。
委員	申請の時に3歳未満か3歳以上か、標準か短時間かというところの意味をはっきり分かるように申請できればよい。
事務局	申請については各園に協力を得ないとできないところがあるため、各園に協力をお願いしたい。意見を踏まえて、再度、検討したものを出していきたい。
委員	特定教育・保育施設と特定保育施設・特定地域型保育とあり、区切りが変ではないか。
委員	国の資料もこのとおりに書いてある。特定の意味は確認を受けた施設だが、区民には分かりづらいだろう。用語のページのどこかに書いておかないといけないうだろう。

(4) 保育料(利用者負担額)の設定について

事務局	(保育料について説明)
委員	東京も含めて、これだけ結構上がるような動きなのか。
事務局	<p>決まっていないところが多く、ある程度決まっても発表していない。23区の中でも考え方がバラバラである。</p> <p>子ども1人あたりは220万ぐらいの保育コストだが、保育料1人あたり約20万なので、約1割負担である。平成17年度の保育料の見直しの検討の方向性は、1つは保育料を国基準の半分以上は取るべきということ、1つはトータルコストの10%以上は取ること、3つ目は給食については実費負担ということで、生活保護世帯からは取らないが、非課税世帯については応能負担で緩やかにやっていこうとなった。また、保育料の50%については、いずれ値上げするというので10年経ったが、議会から負担を取るべきという議論があり、制度の見直しの時に検討するというので来ている。</p>
委員	保護者にどうやって説明すればいいか、当事者の人たちにどう伝えればいいのかと思って聞いていた。ただ上がったというだけの印象になってしまうと思うが、ちゃんと理由がある。
事務局	国からのお金は国基準でしか来ないため、それ以上は税金で持ち出しをしている。子どもを受け入れる数が増えると、税金で持ち出す量が増えるため、保育所を作れば作るだけ税金がかかってくる。それは受益者負担のため、サービスを受ける方に応能の負担をしていただくというのが筋だと思う。
委員	標準的な部分の世帯収入はどれくらいか。
委員	500~600万ぐらいだと思う。
事務局	<p>小規模保育の中のグループ型保育事業でぶどうの木という施設があるが、所得に関係なく保育料は一律2万円となっている。しかも、給食をいただく方はさらに6500円いただいている。</p> <p>これから全部制度が一本化され、所得の高い方、低い方、今まで一律だった部分が変わるため、そこを同じようにしなければいけない。そこでどこが合理的な線かということを我々は考えなければいけないが、所得がどんなに低い方からでも2万円は取っていて、給食を食べれば2万6500円はもらっていた方も納得するように持っていかなければいけない。それならば、認可保育園に入っている方で、標準的な人でも負担してもらわないとイコールにならないのではないかということである。</p>
委員	<p>今の保育料は安いと思っているが、大部分の方は今、2万7000円払っていて、制度が変わって3万7000円になるとどう思うだろうか。ただし、今までが安くて本来であればそれが適正というようなことを通知していくことも大事だと思う。制度が変わったことを目に見えて見せていかないと、やはり納得しないだろう。</p> <p>認定こども園は待機児童をなくすことと、新制度とを一緒に保護者に説明できると納得していただけるのではないかと。幼児教室は結構高いが、それでもいっぱい入れない。高い教育サービスにはお金を払うため、サービスが上がると言えば、そこは納得して払ってくれると思う。資料だけ出されると1万円上がるとなってしまうため、適正価格になるというよりは、これからサービスの充実のために保育士の質も上がり、みんなが暮らしやすくなるという形で持っていくのがいいのではないかと。</p>
事務局	保育の量を充実させて、保育の質を上げるためにはコストがかかってしまう。また、情の

	部分をどうするかということも含め、委員の意見も聞きながら考えていかなければいけない。
委員	1人育てる時に保育料が上がるというと、少子化対策としてはどうなのか。
事務局	<p>保育短時間と保育標準時間で大きな差を設けている自治体はおそらくないだろう。国は、8時間と11時間で1.7%の差しか作っていない。そうすると、保育短時間で預けた人が延長を2回か3回やると、1カ月で赤字になってしまい、標準でやっていた人の方が得してしまう。やはり、サービスを受けているなら、それに見合ったお金にしておかないとおかしいのではないか。</p> <p>また、墨田区の就労状況を見ていると、比較的パートが多いが、保育園に入れるために長時間の就労にしている方や、入るときは長くて、入ったら短くなってしまおうという人もいる。就労時間を長くさせるように誘導するのがいいことなのかどうか。本当に真面目な方は8時間の就労形態で、その時間預ける選択もできるようにしてあげた方がいいのではないか。8時間の方を安くすれば、そちらに誘導される方もいるし、キャリアを積んでいく方々は11時間を選んでいただければよいし、そういう方はそれなりに所得が高くなっていくため、応能負担になっていくのではないか。</p>
委員	正規職員としてフルで働いていて、入れないと本当に困るという人が多い。そういう人にしてみれば、値段は別に高くもないし、払って入れるのなら上乘せしてもいいと思っている人の方が多いのではないか。
事務局	入れるために無理をして長く働いて、一度入ったら短くしてしまうような人もいたり、逆に本当に入りたくて困っているのに入れないという人もいたり、そういうところで矛盾している部分は変えていきたい。
委員	いきなり2万7000円が3万7000円というのは衝撃的なので、この子育て支援事業計画の5年間をかけて3万7000円に持っていくという案はどうか。
委員	例えば、台東区では認定こども園が大人気で、保育園が過疎な感じになっている。ニーズ調査だとこども園が人気だが、保育園の金額が安くて、こども園が高いというのはあまりよろしくないことか。
委員	現実には保育園と認定こども園とそれほど変わらない。保育園も教育をやっている。ただ、学校教育法の裏付けがないという、法律の建前がないだけで、こども園は人気があるから保育料を高くして、認可保育園は安くするということは本末転倒な議論のような気がする。
事務局	考えられるのは、公定価格の中でコストがかかっているのであれば、それに合わせて高くするというのとはなくはないが、別に幼稚園、保育所、認定こども園はそれほどコストに差があるわけではない。
委員	0歳のコストは2歳の2倍もかかっているが、これは分けられないのか。
委員	国の基準に従っているため分けていない。0歳児は1園で6名とか9名の定員で、それだけの広いスペースを用意しなければならない。今、東京都の基準により、0歳児には看護師の配置や離乳食を作る調理員の正規配置のため、コストが上がってしまう。

(5) 今後のスケジュールについて

事務局	(資料6、参考資料について説明)
委員	説明会当日、委員は何かするのか。

事務局	<p>子ども会議の委員がメインではないが、時間があれば参加いただきたい。また、知り合いの方に案内すると同時に、何かアイデアがあれば提案をお願いしたい。</p> <p>各幼稚園、保育所のブースを作って、1カ所へ行けば、いろいろなところの説明が聞けるような場にしたい。また、委員の力を借りたい。スタッフ側になっていただき、参加者と懇談するような場などを考えていただけるとありがたい。会長からもそのようなメールが届いており、ぜひ委員のネットワークを使ってやってもらえないか。</p>
委員	<p>時間がない。27日のため、もっと早く言ってくれないといけない。2部のプランはできているのか。</p>
事務局	<p>2部では机を用意し、保育園などの個別説明を予定している。新制度の特集号を作るため、その冊子も当日に配りたい。</p>
委員	<p>在園児の保護者に配るチラシを用意しているが、在園児になぜ入園の説明、手続き等の説明を行うのか。この講演だけのためなら在園児は来ない。在園児も保育の必要性の認定を受ける申請を4月にしなければならぬということを書かないと、在園児はこの説明会に来ない。</p>
事務局	<p>その点は修正する。</p>
委員	<p>ブースではなくて、全体に向けて役所が説明する時間を持つということか。</p>
事務局	<p>第1部で会長に全体的な講演をしてもらい、利用者側の立場に立って新制度のことを優しく話していただく。また、具体的な事務手続きは区側から説明させていただく。区のお知らせや新しい利用者向けのパンフレットに基づいて説明させていただきたい。第2部は、地域別にして、保護者が各園のブースを回って話を聞けるようにしたいと考えている。</p>
委員	<p>チラシに具体的な園の名前を書いていないと、保護者は来ないのではないか。</p>
委員	<p>ただし、これは保育園の品評会ではなくて、新制度の説明会である</p>
事務局	<p>区のブースも作り、そこで申請などについて説明する。また、それぞれ園ごとに特色があるため、保育方針などを聞きたい方はそのブースで聞いてもらう。私立保育園は全園参加の方向で調整している。一堂に会した説明会の要望も受けてきたので、今回、そういう場を作った。</p>

3 次回の予定

委員	<p>今回は10月8日(水)に乳幼児WGを行う。本日はこれで閉会とする。</p>
----	--

以上